

# KPMG Japan e-Tax News

No.229 26 April 2021



## 税務情報

### 金融庁 — 英語版「キャリード・インタレストの取扱い」の公表

4月5日発行のe-Tax News No.227「国税庁 - 文書回答の公表(キャリード・インタレスト及びLIBORの公表停止関連)」では、国税庁が4月1日、個人であるファンドマネージャーが投資組合事業<sup>(\*)</sup>の組合員として運用する組合事業から出資割合を超えて受け取る組合利益の分配(キャリード・インタレスト)に関する以下の文書回答を公表したこと及び金融庁が同日、「キャリード・インタレストの税務上の取扱いについて」というページに、国税庁の文書回答とほぼ同様の資料を「公表文」として掲載したことをお知らせしました。

<sup>(\*)</sup> 稟税特別措置法第37条の10第2項に規定する株式等の取得及び保有を目的とする組合事業

#### ■ キャリード・インタレストを受け取る場合の所得税基本通達36・37共—19の適用について(情報)(2021年4月1日)(PDF 521.0KB)

4月22日、金融庁は「キャリード・インタレストの税務上の取扱いについて」に対応する英語のページ「Tax Treatment of Carried Interest」を公表しました。このページには、日本語の「公表文」に対応する英語の資料(PDF 465.0KB)が掲載されています。

なお、日本語のページに「後日掲載予定」と記載されている「チェックシート」及び「所得の計算書」(実際にキャリード・インタレストを受け取るファンドマネージャーが個人所得税の確定申告を行う際に添付書類として利用可能なもの)は、同日においてまだ公表されていません。

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.